議案第１０２号

久喜市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

久喜市印鑑登録及び証明に関する条例(平成22年久喜市条例第169号)の一部を次のように改正する。

第2条中「本市の」を「本市が備え付ける」に改める。

第5条第2項第3号中「氏名(」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)の記載(住民基本台帳法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。)がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、」を加え、「通称が記録されている」を「通称(令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)の記載がされている」に、「、氏名及び通称」を「氏名及び当該通称」に改め、同項第7号中「記録されている」を「記載がされている」に改め、同条第4項中「(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)」を削る。

第6条第1号中「、名」の次に「、旧氏」を、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同号ただし書中「記録されている」を「記載がされている」に改め、同条第2号中「その他氏名」の次に「、旧氏又は通称」を加え、同条第6号中「き損し」を「毀損し」に改める。

第7条の見出し中「市民カード」を「印鑑登録証」に改め、同条第1項中「くき市民カード(以下「市民カード」という。)」を「印鑑登録証」に改め、同条第2項中「市民カード」を「印鑑登録証」に改め、同条第3項を削る。

第8条の見出し中「市民カード」を「印鑑登録証」に改め、同条第1項中「市民カードが」を「印鑑登録証が」に、「き損」を「毀損」に、「当該市民カード」を「当該印鑑登録証」に、「市民カード再交付申請書」を「印鑑登録証再交付申請書」に、「市民カードを」を「印鑑登録証を」に、「市民カードの」を「印鑑登録証の」に改め、同条第2項中「市民カード」を「印鑑登録証」に改める。

第9条の見出し中「市民カード」を「印鑑登録証」に改め、同条第1項中「市民カードを」を「印鑑登録証を」に、「市民カード亡失届出書」を「印鑑登録証亡失届出書」に改める。

第10条第1項及び第2項中「市民カード」を「印鑑登録証」に改める。

第12条第1項第4号中「、氏」の次に「(氏に変更があった者にあっては、住民票に記載がされている旧氏を含む。)」を加える。

第13条第1項及び第2項中「市民カード」を「印鑑登録証」に改め、同条第3項中「印鑑登録証明書の自動交付機に市民カードを使用して、又は」を削り、「第2条第7号」を「第2条第7項」に改め、同条第4項第1号中「氏名(」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、」を加え、「が記録されている」を「の記載がされている」に、「、氏名及び通称」を「氏名及び当該通称」に改め、同項第4号中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

第14条から第16条までを削り、第17条を第14条とし、第18条から第22条までを3条ずつ繰り上げる。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和元年10月11日から施行する。ただし、第2条、第5条第2項第3号及び同項第7号、同条第4項、第6条第1号及び同条第2号、第12条第1項第4号、第13条第4項第1号及び同項第4号の改正規定は、令和元年11月5日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の際現に改正前の久喜市印鑑登録及び証明に関する条例第7条の規定により市民カードの交付を受けている者は、改正後の久喜市印鑑登録及び証明に関する条例第7条の規定により印鑑登録証の交付を受けた者とみなす。

令和元年９月３日提出

久喜市長　　梅　　田　　修　　一

提案理由

住民基本台帳法施行令等の一部改正に伴い印鑑の登録に旧氏の記載が可能となること、並びに証明書自動交付機が廃止となることから、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。